

令和6年度第1回木津川市文化財保護審議会 議事録抄録

- 日 時 令和6年8月7日（水）13時30分～15時00分
- 場 所 木津川市役所4階 4-3会議室
- 出席者 委 員 伊東史朗、源城政好、増井正哉、淺田兼弘、三浦孝啓、後藤啓治、石田正道
(欠席委員 宗田好史)
事務局 竹本教育長、平井教育部長、八田文化財保護課長、文化財保護課 永澤課長補佐、大坪係長、吉藤主事、山根主事

1 開会

2 教育長挨拶

3 会議

報告 主な文化財関係事業の令和5年度報告及び令和6年度計画について

①木津川市教育委員会の取組について

令和5年度実施事業および令和6年度に実施予定の事業について、資料に基づいて説明。

●令和5年度文化財事業報告

(1)文化財補助金の交付

- ・国指定等文化財修理等補助事業 浄瑠璃寺国宝四天王像及び重文木造地蔵菩薩立像修理
- ・府指定・登録文化財等補助事業 府指定文化財海住山寺宝珠台修理 他

(2)啓発事業

- ・「聖地 南山城」特別展開催記念講演会
- ・都の大きさを体感しよう「恭仁宮周遊ツアー」
- ・木津川市文化財保存活用地域計画の文化庁認定記念シンポジウム

(3)史跡恭仁宮跡の公有化

- ・令和5年度公有化実績6筆 面積3, 578 m²

(4)史跡恭仁宮跡保存活用計画の策定

- ・木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会条例の制定

●令和6年度文化財事業計画

(1)文化財補助金の交付

- ・国指定美術工芸品保存修理事業 岩船寺重文厨子入木造普賢菩薩像修理
- ・府指定・登録文化財等補助事業 府指定文化財大智寺絹本着色五智如来像修理 他

(2)啓発事業

- ・令和6年度木津川市ふれあい文化講座 3回実施予定

(3)史跡恭仁宮跡の公有化

- ・令和6年度公有化予定5筆 面積4,282m²

(4)史跡恭仁宮跡保存活用計画の策定

- ・令和6年 5月27日 第3回委員会会議開催
- ・年間3回の会議開催を予定

(5)史跡椿井大塚山古墳防災施設整備事業

- ・4ヶ年事業の3年目。

(6)木津川市文化財保存活用地域計画の実行

- ・実行委員会と協議会の組織化

(7)文化財保管施設の整備検討

- ・旧山城学校給食センターの改修による文化財保管施設または公開管理施設への転用計画の検討

(質疑応答) ⇒ : 委員 → : 事務局 (意見) • ○○~

②令和5年度中の新指定等文化財について

令和5年度に新指定となった市内の文化財について、資料とパワーポイント（写真）を用いて説明。

⇒重要文化財指定の神雄寺跡出土品はすべて木津川市の所有か。

→府調査での出土品も移管を受け、木津川市所有となっている。しかし、保管施設が市にならため、京都府立山城郷土資料館に寄託している。

③市指定文化財登録制度の創設見送りについて

前回審議会で提案した市指定文化財登録制度の創設は、将来的な指定候補を予備軍として登録しておく想定で説明をおこなった。これについて、質問・意見をいただいた所有者同意や所有者メリット、顕彰と防犯の兼ね合いと対策といった課題への対応や他市町村での登録制度の運用について、資料に基づいて説明。

木津川市には国や府の指定文化財と比べて遜色ない未指定文化財が多数存在していることから、登録制度を創設するよりも、所有者はじめ関係者の理解を得て必要な調査を行い、指定を進めることの方が重要と考え、当面見送りたい旨を説明。

・登録制度は、今までの保護措置では保存は難しいが、地域や所有者が大事にしているものを登録していくという趣旨であり、指定とは精神が異なる。未指定文化財も含めて地域総がかりで保存と活用を進めようという地域計画ができたところで、登録制度創設は先送りというのは残念。未指定文化財の把握と、何らかの保護処置を、台帳整備を通して進められたい。

・ボランティアで案内活動する中で、未指定文化財でも、他のまちでは指定されてい

るようなものが多い。神童子墓地の古式地蔵など、未指定でも保護措置の必要性を感じるものもある。登録制度の見送りで、市の指定を進めることを期待したい。

- ・市として将来的な文化財保護・管理に予算を増幅しようという姿勢が見られない。指定・登録後の活用について、防犯対策などに補助をしてもよいのではないか。
- ・石造物の中でも、指定にはなりにくい無縁仏群でも、登録しようとすると全点把握と台帳作成が必要で、相当な労力がかかる。登録制度が見送られ、詳細な調査前に一先ず登録ということもできないのであれば、未指定のままで何も保存措置が取られないことになる。
- ・登録制度はひそかに所有される名簿（リスト）を公開するイメージであるが、公開は見送りでいいと考える。リスト作りは進めてもらいたい。
- ・ほかの市町村でも登録は指定の予備軍というわけではない。予備軍はリスト化して、登録は別の考え方で制度として検討するのがよいだろう。補助制度など、登録のメリットを考えておくべきである。無縁仏等、指定は難しくても登録で保護措置がなされるべきものもある。登録制度の検討を継続されたい。
- ・今後の文化財の維持や調査について人員が必要、文化財保護課の人員体制充実を望む。

議題① 木津川市指定文化財の指定基準について

前回の提案に対する意見を受け、地域・地方の特色を重視し、また種別として石造物の項を設けた。伝統的建造物群や文化的景観については、市単独での保護措置は難しく、あれば国や府の選定に基づく保護したいので、基準としては省略した。

- ・伝統的建造物群も文化的景観も、市町村条例に基づいて国が選定するもの。茶問屋町、木津本町、大里環濠集落船屋、茶畑、当尾など、価値あるところは多い。文化財のカテゴリーが拡大されているところ、保護手段としての指定基準として定めるとよいが、あえて省略はもったいない。名勝も、地域で大事にされているところを発掘すればよい。眺望も大事。
- ・加茂の船屋も古い家が少なくなってきた。景観も変わって、街並み保存も難しくなっている。問屋場や高札場周辺は比較的よく残っている。登録制度の活用も検討してほしい。
- ・将来的に柔軟に保護措置がとれるようにされたい。

全員異議なく基準制定を了承。

議題② 木津川市指定文化財について（諮問）

木津川市指定文化財の候補について、資料に基づいて説明。

指定候補① 木造蔵王権現立像（宗教法人 神童寺）

指定候補② 木造役行者倚像及び前鬼・後鬼坐像（宗教法人 神童寺）

指定候補③ 木造千手観音立像（宗教法人 神童寺）

指定候補④ 木造役行者倚像及び前鬼・後鬼坐像（宗教法人 海住山寺）

指定候補⑤ 瓦製社殿（宗教法人 法泉寺）

●指定候補⑤について

⇒伝来は分かるか？

→境内付近で工事の際に出土したと所有者に伝えられている。

⇒瓦製社殿は寄進されたものか？

→不明である。

⇒用途は？塑形の具合で本体と屋根が一体のものか、後補かがわかるのでは。

→用途は不明である。

・神童寺の3件はほとんど後補部分がなく、役行者に従う後鬼の斧も古い。保存状態もよいので、ぜひ指定文化財にされたい。

全員異議もなく同意。

【会議結果】

以上の議題2件とも、了承・同意を得た。今後、指定基準の告示や、新指定文化財の答申、所有者同意、告示など、必要な手続きを進める。また、市指定文化財登録制度の創設については、審議員から出された意見をふまえて再検討し、次回（令和6年度第2回）審議会に改めて諮ることとする。

4 閉会